

国民健康保険税減免（新型コロナウイルス感染症関係）等判定簡易フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った。

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の、**事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入**のいずれかの収入が前年と比べて**10分の3以上**減少する見込みである。

世帯の主たる生計維持者の、**事業収入・不動産収入・山林収入**のいずれかの収入が前年と比べて**10分の3以上**減少する見込みである。

はい

いいえ

はい

いいえ

以降の質問で
はいの場合は
いいえの場合は

世帯の主たる生計維持者の、前年の所得の合計額が**1,000万円以下**である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、前年比**30パーセント以上**の減少見込みの収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**である。

はい

いいえ

新型コロナ関連の税減免の対象

申請により、国民健康保険税の**全額**が免除されます。

申請により、国民健康保険税の一部が減額されます。

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度により保険税を軽減します。

新型コロナ関連の税減免の対象外